

(名称)

第1条 本会は、枚方市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を大阪府枚方市村野西町5番1号サブリ村野内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者の双方を組織化し、相互援助活動の調整等を行うことにより、地域での子育て支援に資することを目的とする。

(センターの運営主体)

第4条 センターの運営は、枚方市から委託を受けた社会福祉法人その他の法人が実施するものとする。

(センターの業務)

第5条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整業務
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) 関係機関との連絡調整業務
- (6) 広報業務

2 センターに代表者1名を置く。

(会員)

第6条 会員は、センターの目的を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者で、かつ、センターの承認を得た者とする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。

(援助対象児童)

第7条 相互援助活動の対象となる児童の年齢は、概ね生後3ヶ月から12歳までとする。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

(事故対応)

第9条 相互援助活動中に生じた事故は、当事者間で解決するものとする。

2 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第8条により発行された会員証を返還するものとする。

(相互援助活動の内容)

第 11 条 会員が相互援助活動として行う援助は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後子どもを預かること。
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (4) 学童保育終了後、子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員の育児の援助のために必要なこと。

2 会員が子どもを預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭において行うものとする。

3 援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第 12 条 会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。

2 センターは、依頼者から援助の申込みを受けたときは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる会員に連絡する。

3 依頼者は、前項の規定による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 提供者は、援助実施後、活動の記録を記入し、依頼者の確認を受けなければならない。

5 会員は、前項の活動記録を 1 月に 1 回センターに報告するものとする。

(報酬)

第 13 条 依頼者は、提供者に対し、援助終了後別に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

枚方市ファミリーサポートセンター報酬に関する基準

- 1 枚方市ファミリーサポートセンター要領第 13 条に規定する報酬の基準を次のように定める。

1. 30分以内の援助	一律	500円
2. 昼間（午前7時から午後8時まで）		
平日	1時間当たり	800円
土曜・日曜・祝日	1時間当たり	900円
3. 早朝・深夜（上記以外の時間帯）		
	1時間当たり	900円

- 2 複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目から半額とする。
- 3 1時間を越える援助で時間を延長したときは、30分以下は上記1時間分の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。
- 4 取消しについては、次のとおり援助依頼者が支払う。

1. 前日までの取消	無 料
2. 当日取消	
予定援助時間が30分以内	報酬額の全額
予定援助時間が2時間以内の場合	1時間分の報酬額
予定援助時間が2時間を越える場合	報酬額の半額
3. 無断取消	報酬額の全額

- 5 交通費、食事（ミルク）、おやつ代、おむつ代等については、援助依頼者が実費を支払う。
- 6 援助依頼者が特定のものを希望する場合は、依頼者が用意する。